

建築物のさらなるバリアフリー化に向けた取組の方向性

建築物のさらなるバリアフリー化に向けた取組の方向性

大阪府福祉のまちづくり条例

- 全ての人々が自らの意志と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することができる「自立支援型福祉社会」の実現に向けて、**誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくり**を推進
- **バリアフリー法の委任条例**として、きめ細やかな規制誘導により建築物のバリアフリー化を促進
- 「望ましい基準」を規定した**条例ガイドライン**の普及

大阪・関西万博開催に向けた取組（建築物関連）

1. **ホテル・旅館のバリアフリー化の促進**【R2.3条例改正】
 - ▶ 一般客室に適用するバリアフリー基準の新設
 - ▶ 車椅子使用者用客室への基準の追加
2. **条例ガイドラインの改訂**【R5.5】
 - ▶ 小規模店舗などを整備する際の望ましい基準等を規定
 - ▶ ガイドライン解説動画等を通じた普及
3. **バリアフリー情報の発信**
 - ▶ ホテル・旅館のバリアフリー情報公表制度【R2.9～】
 - ▶ バリアフリースイッチマップの公表・充実化【R4～】



大阪府バリアフリースイッチマップ

大阪・関西万博におけるユニバーサルデザイン

■ 施設整備ユニバーサルデザインガイドライン

▶ 大阪・関西万博を訪れるすべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの実現に向けて、**会場の施設整備に関する共通指標となる、多様な基準を記載**

■ 設計・計画段階での当事者参画

▶ ユニバーサルデザインワークショップを開催し、**会場内の施設整備に対して積極的に当事者の意見を反映**



取組の方向性 ～2025大阪・関西万博以降～

- これまでの取組を踏まえ、**建築物のさらなるバリアフリー化に向けた取組を展開・強化**することで、府民や観光客など全ての人々が安全かつ快適に過ごせるバリアフリー都市・大阪の実現を目指す

①バリアフリー水準の底上げ

- 建築物のバリアフリー水準の底上げを図るため、**条例改正によりバリアフリー基準を見直し**

<主な見直し項目>

- 小規模店舗のバリアフリー化
 - ▶ 条例対象規模の引き下げ(200㎡以上 → 100㎡以上)
- 共同住宅(駐車場)のバリアフリー化
 - ▶ 大規模な共同住宅において幅の広い駐車区画の整備を義務化
- トイレのバリアフリー化
 - ▶ フラッシュライトの設置促進(10,000㎡以上に設置義務化)
 - ▶ 大人用介護ベッドの設置(設置を要する規模の引き下げ、複数設置化)
- 劇場等の客席のバリアフリー化 ※政令改正(R7.6施行)に伴う条例改正を予定(R6年度中)
 - ▶ 総客数の0.5%以上の車椅子使用者用客席の設置を義務化

→ **資料2**

▶ 令和7年度中の条例改正を目指す

②より高水準のバリアフリー化への誘導

- より高いレベルでバリアフリー化された建築物の整備を促進するため、**条例ガイドラインの見直し・充実化**を図るとともに、**着実な普及啓発**を実施

<条例ガイドラインの見直し・充実化>

- 大阪・関西万博でのユニバーサルデザインに係る取組の検証、条例ガイドラインへの反映
- 記載内容の充実化(万博以外)

<条例ガイドラインの普及啓発に係る取組>

- 事業者・設計者等に対する理解醸成 ○解説動画のデジタル配信等効果的な広報展開

③既存ストックの改修促進

- 既存建築ストックの**バリアフリー改修を促進するための方策を検討**

<改修促進方策の例>

- ▶ 条例ガイドライン(好事例の収集、横展開等)
- ▶ テナント入れ替えのタイミングを捉えた効果的な改修促進
- ▶ 補助制度等の支援策の検討 等

④バリアフリー情報の発信強化

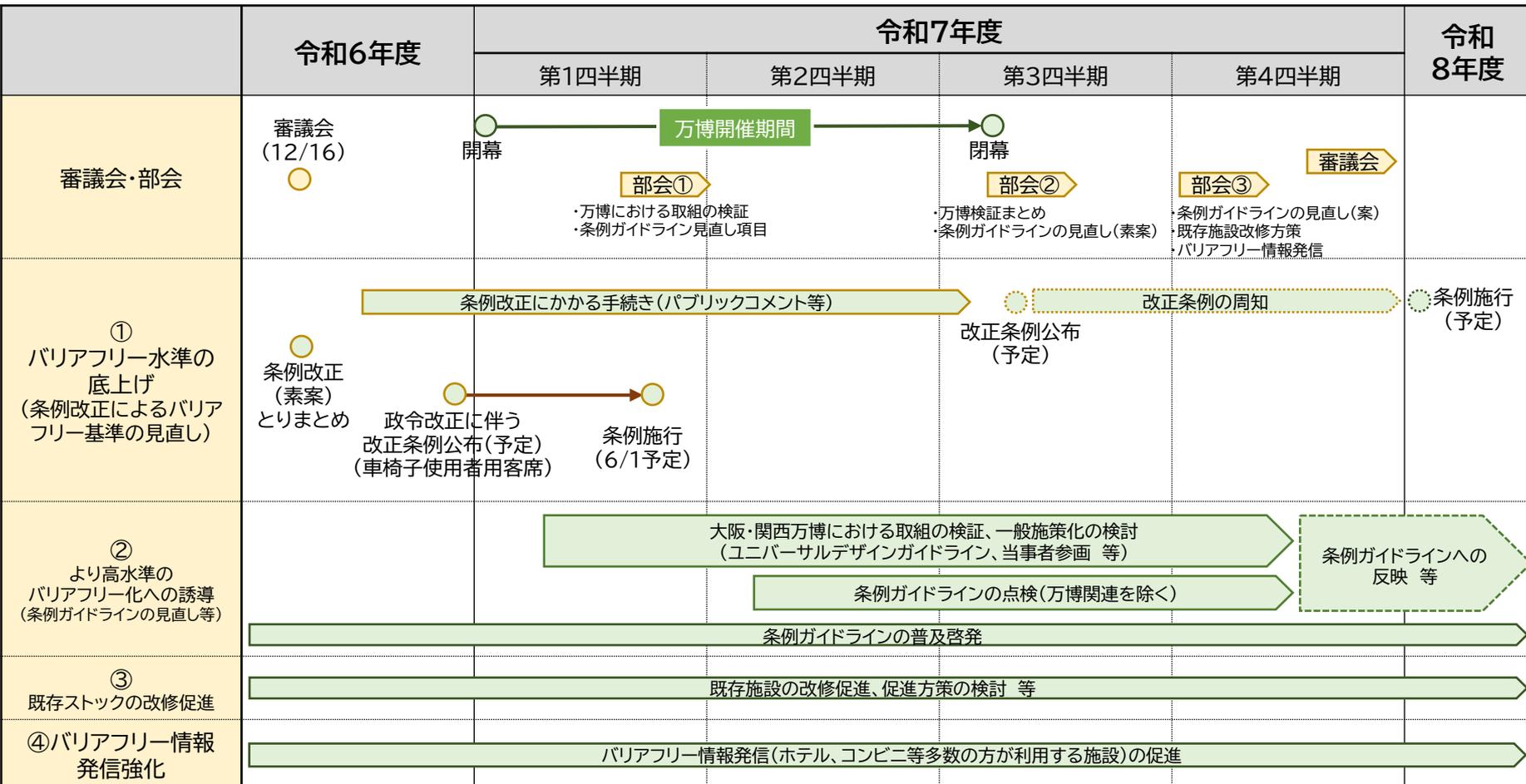
- 利用可能な施設を探しやすくするため、**バリアフリー情報発信を強化**

<バリアフリー情報発信に係る取組>

- ▶ ホテル・旅館のバリアフリー情報発信の促進
- ▶ バリアフリースイッチマップの充実化
- ▶ より使いやすい情報発信方策の検討(バリアフリー情報のポータル化等) 等

今後の検討スケジュール

- 「**バリアフリー水準の底上げ**」に向けた条例基準等の見直しについては、**令和7年度中の条例改正**を目指す。
- 「**より高水準のバリアフリー化への誘導**」については、**大阪・関西万博における取組の検証や現行ガイドラインの点検等**を行い、条例ガイドラインへの反映等を検討する。
- 「**既存ストックの改修促進**」を図るための方策についての検討を進める。
- 「**バリアフリー情報の発信強化**」については、ホテルやコンビニ等多数の方が利用する施設の**さらなる情報発信に取り組み**とともに、利用者の使い勝手が向上する効果的な情報発信方策について検討を行う。



※部会の開催時期等については変更となる可能性があります